

# 上限額管理について

## 1. 上限額管理とは

支給決定障害者等のうち一月あたりの利用者負担額が負担上限月額を超過することが予測される者については、当該支給決定障害者等の利用者負担の上限額の管理が必要となる。この場合、サービス事業者が利用者負担上限額管理者となって、支給決定障害者等の利用者負担額の上限額管理事務を行うこととなる。

## 2. 利用者負担上限額管理対象者

利用者負担額の上限額管理が必要となる者（以下「上限額管理対象者」という。）は、支給決定障害者等のうち支給決定時に定率負担が利用者負担上限月額（以下「負担上限月額」という。）を超える可能性があるものとして市町村が認定した者で、同一月において複数のサービス事業所（事業所番号が異なるものに限る。月の途中で利用するサービス事業所を変更した場合を含む。）からサービスを利用する者である。

この場合、障害福祉サービス受給者証の「利用者負担上限額管理対象者の有無」欄に「該当」等の記載があり、「利用者負担上限額管理事業所名」に記載がある。

(六)

利用者負担に関する事項			
利用者負担割合(原則)	1割	負担上限月額	
適用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
食事提供体制加算対象者			
適用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	該当		
利用者負担上限額管理事業所名			
○△□事業所			
特記事項欄			
予備欄			

利用者負担上限額管理対象者である場合は、受給者証に「該当」等の記載がある。

上限額管理者の事業所名の記載がある。

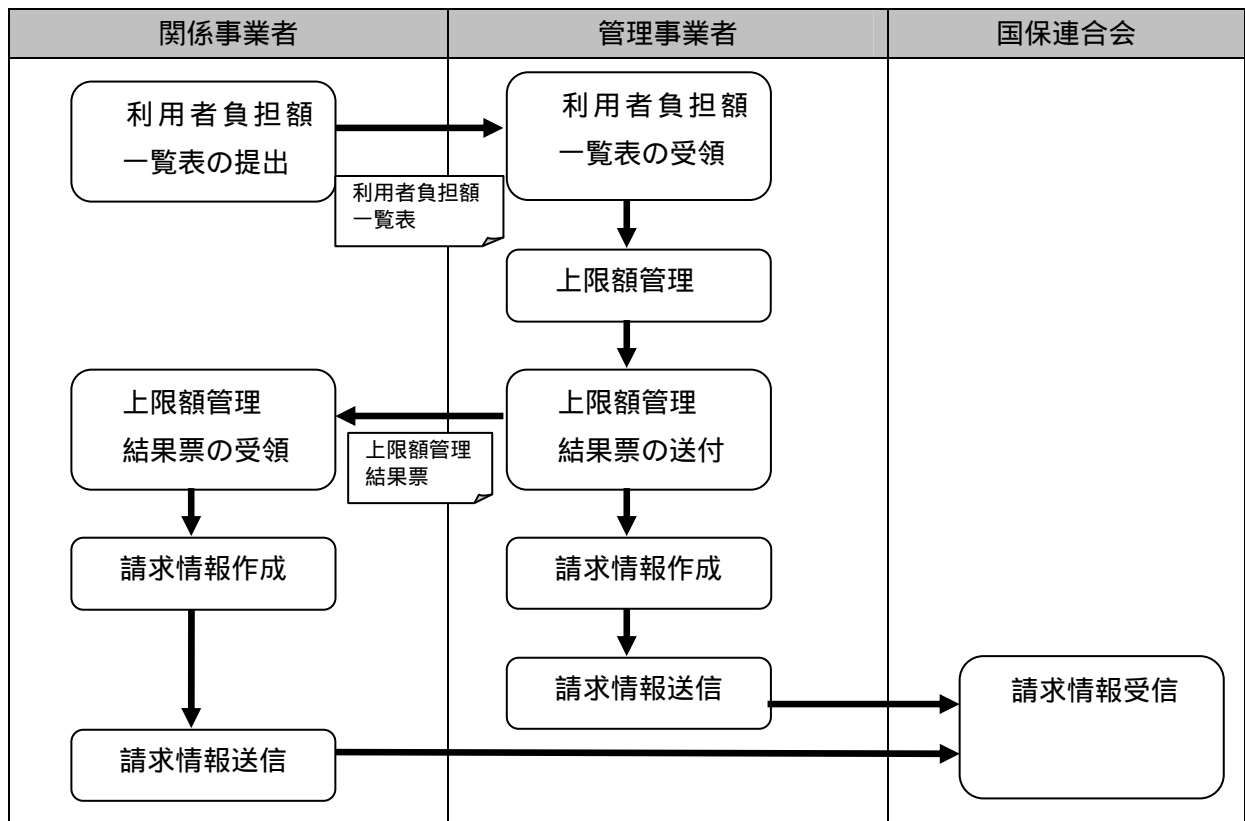
### 3. 利用者負担上限額管理者

利用者負担の上限額管理を行う事業所（以下「上限額管理者」という。）は、提供されるサービス量（標準的な報酬額の多寡）、生活面を含めた利用者との関係性（利用者負担を徴収する便宜）、サービス管理責任者の配置の有無や事務処理体制等を総合的に勘案し、以下の順序となる。

優先順位	上限額管理対象者	上限額管理者
1	居住系サービス利用者	指定療養介護事業所、指定共同生活介護事業所、指定障害者支援施設、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定宿泊型自立訓練を受ける者、継続的短期滞在型利用者及び精神障害者退院支援施設利用者に限る。）、指定就労移行支援事業所（精神障害者退院支援施設利用者に限る。）、指定共同生活援助事業所、旧法指定施設入所等
2	サービス利用計画作成費支給対象者	指定相談支援事業所
3	日中活動系サービス利用者	指定生活介護事業所、指定児童デイサービス事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援 A 型事業所、指定就労継続支援 B 型事業所、旧法指定施設（通所）
4	訪問系サービス利用者	指定居宅介護事業所、指定重度訪問介護事業所、指定行動援護事業所、指定重度障害者等包括支援事業所
5	短期入所サービス利用者	短期入所サービスのみの利用者で、上限額管理が必要なときは、当該月において当該上限額管理対象者に最後に指定短期入所サービスを提供した事業所

基準該当事業所は、上限額管理加算を算定できる上限額管理者とはならない。

#### 4. 上限額管理事務の流れ



	名称	実施者	内容
	利用者負担額一覧表の提出	関係事業者	事業所番号単位で利用者負担額を算出して、受給者証に記載された上限額管理事業者に「利用者負担額一覧表」を提出する。
	利用者負担額一覧表の受領	管理事業者	「利用者負担額一覧表」を受領する。
	上限額管理	管理事業者	提出された「利用者負担額一覧表」に基づき、「利用者負担上限額管理結果票」を作成する。
	上限額管理結果票の送付	管理事業者	関係事業者に「利用者負担上限額管理結果票」を送付する。
	上限額管理結果票の受領	関係事業者	「利用者負担上限額管理結果票」を受領し、確認する。
	請求情報作成	管理事業者	上限額管理対象者の請求明細書に、サービス提供実績記録票、利用者負担上限額管理結果票を添付する。
		関係事業者	利用者負担上限額管理結果票をもとに上限額管理対象者の請求明細書を作成し、サービス提供実績記録票を添付する。
	請求情報送信	管理事業者 関係事業者	インターネットより請求情報を送信する。
	請求情報受信	国保連合会	請求情報を受信する。



(2) 利用者負担上限額管理結果票の記載内容

上限額管理事業者が、上限額管理対象者の各サービス提供月における利用者負担額（1割負担額）を集約し、当該利用者が各月に支払う利用者負担額が負担上限月額を超えないよう調整する（上限額管理事務を行う）ために作成する様式であり、関係事業者から「利用者負担額一覧表」の提出を受けて作成し、その結果を関係事業者に通知し、国保連合会へ提出する。

利用者負担上限額管理結果票															
										平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月分					
市町村番号					指定事業所番号					管理 事業 者	事業者及び その事業所 の名称				
受給者証番号					事業者及び その事業所 の名称										
支給決定障害者等 氏名															
支給決定に係る 障害児氏名															
利用者負担上限月額										●					
利用者負担上限額管理結果										●					
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した															
利用者負担額集計・調整欄	項番														
	事業所番号														
	事業所名称														
	総費用額	●													
	利用者負担額	●													
管理結果後利用者負担額															
利用者負担額集計・調整欄	項番														
	事業所番号														
	事業所名称														
	総費用額														
	利用者負担額														
管理結果後利用者負担額															
合計															
上記内容について確認しました。															
平成 年 月 日															
支給決定障害者等氏名															

受給者証に記載された利用者負担上限月額を設定する。

該当する管理結果の内容を番号で設定する。

各事業所より「利用者負担額一覧表」で提供された「総費用額」、「利用者負担額」を設定する。

上限額管理実施後の計算結果を設定する。





## 2 利用者負担額の合算額が、利用者負担上限月額以下のため、調整事務を必要としない例

管理事業所での利用者負担額と他事業所での利用者負担額を合算した結果、負担上限月額に到達しなかった場合、利用者負担額の調整事務は必要ない。【合算額と負担上限月額が同額の場合も同様】利用者負担上限額管理結果は「2」となる。

利用者負担上限額管理結果票

平成 1 9 年 1 0 月分

市町村番号	1 1 1 1 1 1	指定事業所番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
受給者証番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	管理事業所	〇〇〇生活介護事業所
支給決定障害者等氏名	国保 太郎	事業所及びその事業所の名称	〇〇〇生活介護事業所
支給決定に係る障害児氏名			
利用者負担上限月額	6 1 5 0		
利用者負担上限額管理結果	2		

1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。  
 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。  
 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

項番	1	2
事業所番号	11111111	11122222
事業所名称	〇〇〇生活介護事業所	△△△居宅介護事業所
総費用額	3 4 3 7 6	2 3 8 5 0
利用者負担額	3 4 3 8	2 3 8 5
管理結果後利用者負担額	3 4 3 8	2 3 8 5

負担上限月額「6,150円」に対して、利用者負担額の合算額が「5,823円」であり、負担上限月額に到達していないため、利用者負担額の調整事務は必要ない。

上限額管理を行った結果（利用者負担上限額管理結果票の「管理結果後利用者負担額」）を設定する。

様式第二(附則第三条第二項関係)

介護給付費・訓練等給付費等明細書

(居宅介護、行動援護、重症訪問介護、重症障害者等包括支援、児童デイサービス短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、旧法施設支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

平成 1 9 年 1 0 月分

市町村番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

助成自治体番号

受給者証番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

支給決定障害者等氏名 国保 太郎

支給決定に係る障害児氏名

利用者負担上限月額 ① 6 1 5 0 就労継続支援A型障害者負担免除措置適用 無し

利用者負担上限額 管理事業所 〇〇〇生活介護事業所 管理結果 2 管理結果額 3 4 3 8

サービス種別	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	備考
生活介護Ⅰ	2 2 1 3 9 1	6	0	6	5 3 0 3 0
生活介護Ⅱ(特別加算)	2 2 5 0 7 0	4	2	5	3 0 3 0

サービス種別コード	サービス利用日数	給付単位数	単位数超過	給付率	総費用額	給付額	利用者負担額	管理結果後利用者負担額
2 2	5 日	3 2 4 0		100	3 4 3 7 6	3 0 9 3 8	3 4 3 8	3 4 3 8

特定障害者特別給付費 算定日数 日数 給付費請求額 実費算定額 1 枚中 1 枚目

様式第二(附則第三条第二項関係)

介護給付費・訓練等給付費等明細書

(居宅介護、行動援護、重症訪問介護、重症障害者等包括支援、児童デイサービス短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、旧法施設支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

平成 1 9 年 1 0 月分

市町村番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

助成自治体番号

受給者証番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

支給決定障害者等氏名 国保 太郎

支給決定に係る障害児氏名

利用者負担上限月額 ① 6 1 5 0 就労継続支援A型障害者負担免除措置適用 無し

利用者負担上限額 管理事業所 〇〇〇生活介護事業所 管理結果 2 管理結果額 2 3 8 5

サービス種別	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	備考
家事中1.5	1 1 6 1 1 9	2	2	5	0 2 2 5 0

サービス種別コード	サービス利用日数	給付単位数	単位数超過	給付率	総費用額	給付額	利用者負担額	管理結果後利用者負担額
1 1	1 0 日	2 2 5 0		100	2 3 8 5 0	2 1 4 6 5	2 3 8 5	2 3 8 5

特定障害者特別給付費 算定日数 日数 給付費請求額 実費算定額 1 枚中 1 枚目

上限額管理を行った場合、「上限管理後利用者負担額」の合計には、「管理結果額」と同じ値が設定される。





#### 4 一ヶ所の事業所のみを利用し、他事業所の利用がない例

一ヶ所の事業所のみを利用している場合、上限額管理の対象者とはならないため、上限額管理を行う必要はない。この場合、明細書の利用者負担上限額管理事業所欄の「指定事業所番号」「事業所名称」「管理結果」「管理結果額」および請求額集計欄の「上限管理後利用者負担額」は設定する必要がない。

様式第二(附則第三第二項関係)

介護給付費・訓練等給付費等明細書													
(居宅介護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、児童デイサービス 短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、旧法施設支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)													
市町村番号	1	1	1	1	1	1	平成	1	9	年	1	0	月
助成自治体番号													
受給者証番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0			
支給決定障害者等氏名	国保 太郎												
支給決定に係る障害児氏名													
指定事業所番号	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
事業所及びその事業所の名称	△△△居宅介護事業所												
地域区分	特甲地												
就労継続支援A型事業者負担減免措置実施	無し												
利用者負担上限月額	6150						就労継続支援A型減免対象者	無し					
利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号						管理結果						
	事業所名称												
サービス種別	1	1	3				平成	1	9	年	1	0	月
	1	3					平成	1	9	年	1	0	月
							平成			年			月
サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要								
家事日中2.0	116123	2.95	3	8.85									
家事日中2.0	116131	4.35	7	30.45									
行動援護2.0	131161	10.24	5	51.20									
サービス種類コード	11	12			合計								
サービス利用日数	10日	5日											
給付単位数	3.930	5.120			9.050								
単位数単価	1060円/個	1060円/個			95930								
給付率	90/100	90/100			95930								
総費用額	41658	54272			95930								
請求額	37492	48844			89780								
利用者負担額	4166	5428			6150								
上限管理後利用者負担額	4166	1984			6150								
決定額	4166	1984			6150								
請求額	43557	52288			89780								
特別対策費													
自治体助成金請求額													
特定障害者特別給付費	算定日額	日数	給付費請求額	実費算定額									
					1枚中 1枚目								

上限額管理の必要がない場合、「指定事業所番号」「管理結果」「管理結果額」は設定しない。

「上限月額調整」欄の合計額が負担上限月額より高い時は、「調整後利用者負担額」欄を使用して、明細書単位で、利用者負担額の調整を行う。  
例の場合、負担上限月額「6,150円」に対して、「上限額調整」欄の合計額が「9,594円」のため、明細書単位で調整する必要がある。

上限額管理の必要がない場合、「上限管理後利用者負担額」は設定しない。